

任意継続被保険者 前納希望者 同意書

大日本印刷健康保険組合 任意継続被保険者の前納の条件は以下のとおりです。（内容を確認しチェック欄にチェック願います）

チェック欄

- (1) 前納を希望される方は、任意継続を2年間行うことが前提です。（就職・死亡以外の脱退は認めません。期間中、国民健康保険に切替えることもできません）
- (2) 前納できる期間は、半期の場合は、4～9月分と10～翌年3月分、1年の場合は、4～翌年3月分です。いずれかを一方を選択してください。
前納期間の単位は途中で変更できません。また、途中から月払いに変更することもできません。（一旦、半期前納を選択したら、2年間ずっと半期単位で収めることとなります。）
- (3) 前納期間の保険料は、初回分はコンビニ払いで支払い、2回目以降については、指定口座から自動引き落としで行います。
- (4) 半期前納の方は、9月12日と3月12日に、1年前納の方は、3月12日に口座引き落としを行いますので、残高不足等にならないようお願いいたします。万が一、口座引き落としができない場合は、健保組合から連絡しますので、直接、健保組合の口座まで保険料を振り込んでください。
前納期間の開始前日（半期前納の方は9月30日と3月31日、1年前納の方は3月31日）までに健保組合への入金を確認できない場合は、当健保組合から脱退となります。

上記内容について確認致しました。内容に同意致します。

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

氏名 健保 太郎 (印)